(5)　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6)　冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7)　送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8)　排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

4　ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

内燃機関を原動力とする発電設備

1　内燃機関に係る次の事項

(1)　機関の名称、種類、出力及び回転速度、燃料の種類及び使用量及び個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2)　調速装置及び非常調速装置の名称及び種類

(3)　内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4)　内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項

イ　空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ　空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ　圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5)　燃料ディタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、

型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書

内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図

内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書

耐震性に関する説明書

強度に関する説明書

構造図

容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程、又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書

安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）

内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2　発電機に係る次の事項

(1)　発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2)　励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3)　保護継電装置の名称及び種類

(4)　原動機との連結方法

3　冷却設備に係る次の事項

(1)　熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2)　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3)　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4)　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5)　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6)　冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7)　送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）